

広島県衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成 29 年 3 月 23 日制定

平成 30 年 3 月 23 日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

(目 的)

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用貨物自動車に搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。））の装着を行う会員事業者に対して装置装着経費の一部を助成する。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象は、次条に定める装置を導入又は、広島県内に登録している事業用貨物自動車に取付ける会員事業者で中小企業者とする。

なお、中小企業者とは、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

(対象装置)

第 3 条 助成の対象となる装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援）」の対象装置と同一とする。

なお、中小企業者とは、以下のいずれかとする。

(実施期間)

第 4 条 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 15 日までとする。

なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合はその時点までとする。

(交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装着した場合、1 車両あたり装置の取得価格の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）を交付する。（ただし、1 車両あたり上限 100,000 円。）

- 2 申請は 1 事業所あたり対象装置 3 台を限度とする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成を希望する会員事業者は、装置の装着導入が完了したときは、別紙様式「平成 30 年度広島県衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）により、助成金を申請するものとし、所属する協会支部に提出する。

- 2 前項に定める申請書には、次の書類を添付すること。

ア 中小企業者である確認書類（事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写）

- イ 自動車検査証（写）
 - ウ 衝突被害軽減ブレーキ装置導入内訳書（様式1）
 - エ 搭載証明書（様式2）
 - オ 購入した品目及び型式、数量、金額及び取付する車両ナンバーを記載した納品書又は請求書等の写で装置の取得価格がわかるもの
 - カ 支払いを証明する領収証の写（金融機関振込金受取書等の写でも可）
 - キ 手形（自振手形に限る）による購入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明（当座勘定照合等）又は領収証等を添付して申請すること。
なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。
 - ク リース又は割賦導入の場合は、装着装置（品目及び型式、数量、金額及び取付する車両ナンバー）が記載されたリース契約書又は割賦販売契約書の写を添付すること。
- 3 所属する協会支部への提出期限は、平成31年3月15日（必着）とする。

（助成金の交付）

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産の処分制限）

第9条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して、4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（附 則）本要綱は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年3月23日 一部改正 （平成30年4月1日施行）